

平成31年度

# 島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

# 平成31年度 教育行政執行方針

## I はじめに

平成31年第1回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、グローバル化の進展や人工知能（AI）の急速な進化など、私たちの予想をはるかに超えて、社会の様々な領域において変化が加速度的に進んでおり、将来を予測することが困難な状況になってきています。

こうした中、子どもたちに変化の激しいこれからの時代、社会を生きるために必要となる資質・能力を育むことが、教育委員会や学校が果たしていく責務だと考えております。

このような認識の下、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成とその基盤となる教育環境づくりに向け、教育行政の推進に努めてまいります。

## Ⅱ 施策の展開

次に、平成31年度の主要な施策について申し上げます。

### 1 学校教育の推進

平成29年3月に改訂された学習指導要領は、平成30年度からの移行期間を経て、小学校にあっては来年2020年4月から、中学校にあっては2021年4月から全面実施されます。

新学習指導要領は、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえて、①生きて働く「知識・技能」が習得されるようにすること、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育成すること、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養することを、偏りなく実現できるよう求めています。

教育委員会といたしましては、新学習指導要領へ円滑に移行するため、様々な取組を進めてまいります。

まず、「確かな学力の育成」についてであります。

平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、小学校、中学校ともに、平均正答率が全国平均を上回っており、各学校における授業改善や家庭学習の充実が、成果として表れたものと考えております。

また、毎日一定時刻での起床・就寝、朝食の摂取や予習・復習などに取組む児童生徒の割合も増えており、望ましい生活習

慣の確立が少しずつ図られている状況が見られます。

引き続き「確かな学力」を育むため、小学校では朝・放課後学習、夏季・冬季休業期間の学習サポート、中学校では放課後サポート、夏季・冬季休業期間の講習会、各学校ともに習熟度別指導などを実施します。

小学校においては、村独自で教員を配置し、基礎・基本の定着を図るための授業が行われる環境づくりに努めます。

また、望ましい生活習慣のさらなる形成に向け、生活リズムの確立や家庭学習の習慣化など、引き続き、各学校と連携しながら取り組んでまいります。

I C T環境の整備につきましては、北海道教育委員会が策定した「北海道における教育の情報化推進指針」に基づき、昨年度は中学校にタブレット端末、小学校に実物投影機を整備したところです。

特に、中学校に整備したタブレット端末は、英語・国語・社会や体育等を中心に活用し、分かりやすく深まる授業に成果をあげており、今後、新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現にも繋がっていくものと考えるところです。

このため、本年度は小学校にタブレット端末を整備し、子どもたちの学びの質を深める学習活動の実現の手段や、「分かる授業づくり」のための授業改善の手立てとして、活用してまいります。

外国語教育につきましては、新学習指導要領の施行に伴い、2020年度から小学校5・6年生が「外国語」の授業として、3・4年生が「外国語活動」として実施されますが、本村では、

移行期間である昨年度から先行して実施しております。

引き続き、外国語指導助手（ALT）を派遣するとともに、中学校とも連携し、英語力の向上に努めてまいります。

書写につきましては、美しい文字を書くことや日本語そのものに親しめること、さらには丁寧に書くことで集中力を高める効果や豊かな心の育成も期待されることから、引き続き、地域の方の御協力をいただき、小学校で実施してまいります。

特別支援教育につきましては、保護者等からの意向を受け、支援の充実を図るため、新たに小学校に特別支援学級（情緒）を設置します。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うためには、幼児期から状況を把握する必要があることから、島牧村特別支援連携協議会を通じ、村福祉課・保育所・小学校・中学校・関係機関と連携し、一貫した指導・支援に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、寿都高校についてであります。

寿都高校は、島牧から通学できる唯一の高校として、欠かすことができない学校であります。

寿都高校では、国公立大学等への進学希望生徒に対し、遠隔システムを使った札幌西高校との英語授業や個別学習指導など学力向上に向けた取り組みを積極的に行っており、その結果、国公立大学に3年連続合格、看護学校等への全員合格や公務員をはじめとする就職率も100%となっています。

この取り組みの一環として、各種模擬試験・資格取得検定などの受検を奨励していることから、これらを受検する経費の全

額を助成してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてであります。

新学習指導要領の施行に伴い、道徳は「特別の教科 道徳」として教科化され、小学校では昨年度から実施、中学校では本年度から実施されます。

各学校においては、家庭・地域などと連携しながら、基本的な倫理観や規範意識、命の大切さ、思いやりや感謝の心などを育む道徳教育の充実に努めてまいります。

いじめにつきましても、小・中学校ともに実態はありませんが、各学校では「いじめ防止基本方針」を基に、定期的にアンケート調査などを行い、未然防止や早期発見に努めています。

「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つよう、様々な活動の中でいじめ防止に取り組んでまいります。

読書は、子どもたちの読む力、考える力、想像力・判断力の養成や豊かな心の形成など様々な効果が得られることから、引き続き、朝読書や読書週間を設けるなど、読書の習慣を身に付ける取り組みを行うとともに、図書購入、道立図書館から本を借用したブックフェスティバルの開催など、読書活動への支援を行ってまいります。

次に「健やかな体の育成」についてであります。

平成30年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

を見ますと、小学校では握力やソフトボール投げ、中学校では握力やハンドボール投げといった種目については、全道・全国平均を上回っているところですが、小学校では50m走、中学校では上体起こしや前屈など、走力や柔軟性といった項目で、全道・全国平均を下回っている状況です。

体力は、あらゆる活動の源になるものであり、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。

このため、子どもたちの発達段階に応じた体力の向上、健康の確保が重要です。

引き続き、各学校において、体育の授業や休み時間等での体力づくり、新体力テストなどに取り組むとともに、マラソン大会、耐久遠足、スキー遠足、クラブ活動や部活動などについてサポートしてまいります。

また、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を、子どもたちに身に着けさせることが大切です。

このため、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通じて、計画的に食育の取り組みを進めてまいります。

虫歯の予防に係る「フッ化物洗口」につきましては、引き続き、希望者を対象に実施してまいります。

次に「信頼され地域とともにある学校づくり」についてであります。

地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、学

校運営の改善・充実や、地域と学校の結びつきにも有効なコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を、昨年11月に小中合同で中学校に設置したところです。

特に、学校教育の充実のためには、義務教育9年間を見通して、小・中学校が課題を共有し、連携しながら取り組むことが重要であり、今後は、コミュニティ・スクールを活用し、より一層小・中学校が連携した教育を推進してまいります。

教職員の資質・能力の向上についてであります。学習指導要領の改訂などに伴い、教職員には、その内容や指導方法の改善等について理解を深めるとともに、専門性や実践的な指導力を高めていくことが必要です。

このため、校内研修の充実を図るとともに、村教育研究会への支援、後志教育研修センターや道立教育研究所の研修講座への受講を奨励するほか、後志教育局指導主事の指導訪問、指導主事の派遣を受けて村独自のスキルアップ研修会の実施など、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

最後に「学校施設等の整備」についてであります。

国の「インフラ長寿命化基本計画」において、2020年頃までに、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされています。

文科省では、公立学校施設整備費の国庫補助にあたっては、学校施設に係る個別施設計画の策定状況を勘案し、事業採択を行うこととしております。

このため、小学校等の個別施設計画を策定し、これを基に、建替等に向けた検討を行ってまいります。

## 2 生涯学習の推進

まず、「青少年教育」についてであります。

青少年期は「生きる力」や「豊かな人間性」を育むための重要な時期です。

子どもたちには、成長の各時期に望まれる様々な体験を通じて、創造性や協調性などを身に付け、健やかに成長させることが大切です。

このため、地域の団体等の御支援、御協力をいただきながら、引き続き、漁業や農業など地域の特性を生かし、自然や文化に理解を深める「ふるさと教室」などの体験活動を実施してまいります。

また、子どもたちの放課後対策として、週5日開催している「放課後児童クラブ」は、放課後における児童の安全で安心な居場所として、定着してきています。

長期休業期間中の開催につきまして、保護者からの要望も多いことから、実施方法等について検討し、早期に開催してまいります。

次に「成人及び高齢者教育」についてであります。

成人教育につきましては、引き続き、外国語指導助手を活用した「英会話講座」や地域の人材を活用した「手芸教室」、「料理教室」などを開催し、学習機会の提供に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、黒松内町で開催される「南後志ブロック高齢者交流会」の参加に係り必要な支援を行うとともに

に、高齢者が健康で明るく、生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、関係課とも連携しながら、学習機会の提供を検討してまいります。

次に「人材育成事業」についてであります。

活力に満ちた村づくりを推進するため、引き続き、「むらづくり・人づくり講演会」、「小学生国内視察研修」、「村内若者視察研修」を実施してまいります。

なお、「中学生の海外視察研修」につきましても、実施方法、内容等について、引き続き検討してまいります。

次に「芸術文化の振興」についてであります。

芸術や文化に触れ、親しみ、関わることは、創造性を広げ、生活に潤いと心の豊かさを育むことに、大きな役割を果たします。

このため、日頃から文化活動に取り組まれている方々の発表の場として、「文化祭」、「ふるさと演芸会」を開催し、文化活動の支援を行ってまいります。

また、学校の教育活動の一環として、子どもたちが優れた芸術に触れる機会となる芸術等鑑賞事業を、引き続き実施してまいります。

最後に「スポーツの振興」についてであります。

体力の向上と健康の増進を図り、明るく豊かで活力のある社会を形成するうえで、スポーツは必要不可欠なものであります。

このため、「村民大運動会」や「パークゴルフ大会」の開催、スポーツ少年団やスポーツ団体などへの支援を、引き続き行ってまいります。

以上、平成31年度に取り組む主要な施策について申し上げます。

### Ⅲ むすび

教育委員会といたしましては、教育を取り巻く諸課題に迅速に対応するとともに、村理事者、教育関係者等と連携を図り、関係団体の御協力をいただきながら、本村教育の充実・発展に取り組んでまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。